

令和3年第11回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和3年10月22日(金)午後2時
ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) 適正規模・適正配置協議会の審議状況について
- (2) 通学路における合同点検の結果について
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (4) 不登校・いじめについて

4 議事

報告第20号 新型インフルエンザ等感染症に係るたつの市立小中学校の休業の取扱
要綱の制定について

議案第38号 たつの市教育委員会事務局職員の任免について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和3年11月22日(月) 午後2時～
" 開催場所 (新館3階 301、302会議室)
次々回教育委員会開催予定日 令和3年12月 日() 午後 時
" 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和3年第11回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和3年10月22日（金）午後2時
ところ 市役所新館3階 301、302会議室

教育長

ただ今から、令和3年第11回たつの市教育委員会定例会を開会します。
それでは、まず始めに会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思ひます。

教育長諸報告の（1）適正規模・適正配置の審議状況について、（4）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会 会議規則第9条 第1項 第7号（会議の公開が不相当とする事件）の規定により、また、議案第38号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」は、同規則第9条 第1項 第1号（教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱いに関する事件）の規定により、非公開にすることが適切であると思ひれます。

賛成の方は挙手願ひます。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。
先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

教育長

それでは、（2）通学路における合同点検の結果について、事務局報告願ひます。

事務局

6月に起きました千葉県事故を受け、文部科学省から合同点検の依頼がありました。本市におきましても関係機関と合同点検を実施しましたので報告します。

点検日は、9月28日（火）から9月30日（木）までの3日間行いました。通学路の点検箇所は59箇所です。点検者は、たつの警察署、県龍野土木事務所道路課、市建設課、学校、教育総務課で実施しました。点検箇所は、①見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路、②ヒヤリハット事例があった箇所、③地域住民から市へ改善要請があった箇所で行いました。具体的な対策方法は、現在検討中です。11月中旬には会議を行い、その対策と進捗状況の確認を行います。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

ご発言がないようですので、次に、（3）新型コロナウイルス感染症への対応状況について、事務局報告願ひます。

事務局

緊急事態宣言が解除された10月1日以降の教育活動方針について、報告します。まず、基本的な感染防止対策として、マスクの着用、換気、手洗いの徹底、給食の黙食など継続して実施します。

部活動については、10月14日まで保護者やOBの参加を見合わせていました。15日以降は、保護者やOBの参加を解除していますが、継続して感染防止対策を行っています。

学校施設の一般開放については、21時までの時間制限を設けていましたが、通常どおり21時30分までとなっています。

運動会については、中学校が無観客という形で行われます。小学校は今週から来週にかけ、実施し、保護者など参加者に制限をかけています。

自然学校については、2泊3日の形で実施しており、参加している子どもたちは大変喜んでいて聞いております。

修学旅行については、小学校が奈良、京都を予定しています。中学校の4校が実施済みで、残り1校が広島方面を予定しています。

事務局

こども園の運動会は10月上旬からスタートし、全て終了しています。こども園についても、保護者などの参加人数を制限して、実施しています。

事務局

社会教育施設は10月1日から21日までの間21時までという制限をかけていました。観客については、収容人員は上限1万人で、収容率は声を出すことが想定されるものは50%、声を出さないものは100%で実施していました。

10月22日からは、本来の開館時間で実施しています。収容人員は30日まで上限1万人が残っていますが、31日からはなくなります。ただし、声を出すものの制限は残っています。以上です。

教育長

龍野保健所管内の感染者が1週間ゼロという状況が続いています。今日の園訪問でも見ていただいたとおり、子どもたちはマスクを着用し、感染対策を行っています。同じように小学生、中学生も引き続き感染対策を行っています。

ワクチン接種については、12歳から15歳までの6割から7割が接種する予定です。6年生の子どもたちは12歳の誕生日を迎えれば翌月に申込書が届いています。2月生まれの方までが対象で3月生まれの方は改めて通知が行われます。

3回目の接種については、国から準備を行う旨のアナウンスがありましたので、医療従事者、高齢者など8カ月経過した者から順次接種すると聞いております。

委員

飲食について、兵庫県では4人以下、2時間程度と聞いています。忘年会や新年会の時期ですが、職場として何らかの通達は出されていますか。

事務局

県の方針では1グループ1テーブル4人以下となっています。先日開催された市の本部会議では市も県と同じ基準とし、例えば1グループ2テーブルの8人で行くことなどは禁止されました。

教育長

他にご発言がないようですので、4議事に入ります。

報告第20号「新型インフルエンザ等感染症に係るたつの市立小中学校の休業の取扱要綱の制定について」、事務局説明願います。

事務局

新型インフルエンザ等感染症に係るたつの市立小中学校の休業の取扱要綱の制定について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理し、承認を求めたものです。

第3条は臨時休業の基準を規定しており、

第1項第1号は、季節性インフルエンザによる臨時休業の基準について、

アで学級閉鎖は、学級の欠席率がおおむね20%に達したとき。
イで学年閉鎖は、同一学年の複数の学級が閉鎖になったとき。
ウで全校休業は、複数の学年が学年閉鎖になったとき。と規定しております。
第1項第2号では、季節性インフルエンザ以外の臨時休業の基準は、別に定めることとしております。
第2項では、先ほど説明しました基準以外にも、生命・身体に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは臨時休業を行うことができることとしております。
第5条は、予防上必要があるとき、又は学校長の具申があったときは、臨時休業を行うと規定しています。
また、第2項で臨時休業の実施については、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則（以下「規則」といいます。）第2条の規定による教育長への委任事務として教育長が臨時休業を決定することとしております。
さらに、第3項で、全校休業を行ったときは、教育委員会に報告するものとしております。
第6条は、このたびの新型コロナウイルスの例のように、知事や市対策本部長から臨時休業の要請をされたときは、教育委員会に付議するものとしております。
また、第2項では、教育委員会を開催するいとまがないときは、規則の規定により教育長が臨時に事務を代理し、臨時休業を決定するものとし、第3項で、この場合は、教育委員会で報告し、その承認を受けなければならないこととしております。
附則により、令和3年10月1日から施行しております。

教育長

以上のことにつきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

この要綱のポイントとしまして、比較的軽い季節性インフルエンザでは、このように行動してくださいということ、教育長が迅速に決め、後から教育委員会に報告しますということと思います。
第3条第2号の季節性インフルエンザ以外の基準は、人から人へ移る感染症ですか。

事務局

人から人へ移るもので、コレラなど法律で規定されている感染症です。

委員

学校保健安全法に定められている基準とは別ですか。

事務局

学校保健安全法第20条の臨時休業の定義について、本要綱で定めております。

委員

学級閉鎖の基準でおおむね20%として定めていますが、少人数学級でも20%の基準を用いるのですか。

教育長

表現をおおむねにしています。また、学校医の意見を踏まえながら学級閉鎖を判断していくこととなります。

教育長

他にご発言がないようですので、採決に入ります。
報告第20号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は、原案のとおり承認いたしました。以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長

続きまして、自由討議に入ります。
何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

委員

昔、学校で回転遊具が根元から折れる事案がありました。現在、学校園に回転遊具はありますか。それとPTAの活動で遊具のペンキ塗りを行っていますか。

教育長

ペンキ塗りを行っています、ペンキ塗りをする前に目視点検を行っています。現在、回転遊具は学校園にはなく、構教育集会所にあります。

事務局

構教育集会所の回転遊具の撤去を検討しましたが、地元からの強い要望により残しています。

教育長

回転遊具は老朽化して更新を行わず撤去します。他に、ご発言はございませんか。
ないようでしたら、これで自由討議を終わります。

教育長

続きまして、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。 < 次回、次々回の日程調整 >

教育長

以上で第11回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時5分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	松尾 壯典
委員	菅野 夏子
委員	七條 祐正
委員	喜多 敦子
教育管理部長	富井 俊則
教育事業部長	山根 洋二
教育総務課長	三木 康弘
教育環境整備課長	正田 晴彦
学校教育課長	田淵 明久
幼児教育課長	吉田 政弘
すこやか給食課長	杉本 典彦
社会教育課長	神尾 俊輝

歴史文化財課長
人権教育推進課長
スポーツ振興課長
社会教育課主幹

新宮 義哲
津島 威彦
倉元 竜也
喜多村 玲